消費生活緊急情報

第７５号

令和２年５月２１日

「電気料金が安くなる」
などの訪問販売・電話勧誘にご注意！

【相談概要】

　夕方に訪問を受け「電気の検針票の１段料金、２段料金、３段料金というのがありますが、そこが正しく割引されていないので検針票を見せて下さい」と言われた。現在契約している電力会社だと思い検針票を見せたところ「割引されていないので、割り引きます」と言われた。単なるプラン変更だと思い、出された書類にサインをしたところ「3年契約なので解約金があります」と言っていた。後になって銀行口座番号を書かされたことが心配になり、契約書面を確認したところ、電力会社を変更する手続きだった。電力会社を変えるつもりはないし、契約した会社を信用できないので解約したい。

【アドバイス】

　検針票には名義人や住所、供給地点特定番号等、契約の切り替えに必要な個人情報が記載されています。切り替えの意思がなければ安易に検針票を見せないようにしましょう。電力会社を変更するときは、その場ですぐ契約せずに事業者名を確認するとともに、割引適用内容、契約期間や契約解除などの条件を書面でしっかり確認しましょう。

　少しでも疑問や不安を感じた場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

★：相談発生地域

消費者ホットライン

い　や　や

局番なしの１８８

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日　９時から１７時まで

日曜（電話のみ）　９時から１６時まで